

## 沖縄県土木建築部における資材単価の決定要領

制 定：平成18年11月6日土技第523号(平成18年11月15日適用)  
一部改正：平成21年7月15日土技第307号(平成21年10月1日適用)  
一部改正：平成22年12月14日土技第987号(平成23年4月1日適用)  
一部改正：平成24年11月8日土技第738号(平成25年4月1日適用)  
一部改正：平成27年8月18日土技第616号(平成27年9月1日適用)  
一部改定：平成28年6月27日土技第393号(平成28年7月1日適用)  
一部改定：令和2年8月26日土技第818号(令和2年9月1日適用)  
一部改定：令和4年5月27日土技第251号(令和4年7月1日適用)

### 1 適用

この要領は、原則として沖縄県土木建築部で発注する公共工事に使用する全ての資材を対象とする。ただし、営繕工事は除く。

### 2 資材単価の決定方法

資材単価は、実施設計単価表、「建設物価(web版含む)」及び「積算資料(電子版含む)」(以下「物価資料」という。)、特別調査(臨時調査)(以下「特別調査」という。)、見積等をもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は事前に本庁担当課と協議のうえ、別途決定する。

#### (1) 実施設計単価表による場合

##### ア 実施設計単価表に記載のある単価

実施設計単価表は、技術・建設業課において特別調査を行い決定した実勢の価格である。

##### イ 実施設計単価表の\*マークの単価

実施設計単価表の\*マークの単価は、物価資料により調査が行われている実勢の価格である。その場合は、(2)アの方法により算出する。ただし、適用時期については、実施設計単価表の決定の月(4月、7月、10月及び1月)と同月号を採用するものとする。

##### ウ 実施設計単価表の▼マークの単価

実施設計単価表の▼マークの単価は、物価資料により調査が行われている実勢の価格である。その場合は、(2)アの方法により算出する。ただし、適用時期については、設計時期の月と同月号を採用するものとする。

#### (2) 物価資料による場合

##### ア (1)によりがたい場合は単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。平均値は表示単位止め(単位未満は切り捨て)とする。

ただし、有効数字3桁未満の場合は、有効桁数を3桁とする。

例：有効桁数が3桁の場合  $(1,100円+1,090円)/2=1,095円$ は1,090円

有効桁数が2桁の場合  $(1,100円+1,200円)/2=1,150円$ は1,150円

一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

適用時期については、設計時期の月と同月号を採用するものとする。

##### イ 公表価格として掲載されている資材単価は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。

#### (3) (1)及び(2)の方法によりがたい場合

##### ア (1)及び(2)の方法によりがたい場合は、特別調査として各発注機関にて価格調査

が必要な資材(1事務所のみに必要必要な時も含む)について調査を行い、材料単価を決定するものとする。

なお特別調査とは、メーカー、商社、施工業者等との市況価格を調査し実勢価格を決定する方法である。

イ 1 工事において調達価格(材料価格×使用数量)が500万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が50万円未満の場合、または「実施設計単価表」、物価資料に掲載されていないが、類似品等が掲載されている場合は、見積りによって決定することも可能とする。

(ア) 見積りを採用する場合の手順は次によるものとする。

a 調達価格が500万円未満であるか500万円以上であるかの判断をするために、発注機関が参考見積を取得し、見積(調達価格500万円未満かつ1資材の材料単価が50万円未満)又は特別調査(調達価格500万円以上または1資材の材料単価が50万円以上)によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記の判断を行うものとする。

また、他工事の実績や物価資料の類似品目の材料単価から類推可能であれば参考見積は不要とする。

b 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所、消費税込み価格か消費税抜き価格か等の条件を提示して見積依頼を行うこと。

消費税込み価格の場合は当該価格に100/110を乗じた消費税抜き価格として取り扱う。なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認すること。

c 見積りは、原則として現場着単価とする。

d 見積りは、原則として3社以上から徴収する。

e 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均値とする。

異常値とは、徴収した全ての見積額の平均値を中心に、±30%の範囲を超えるものとする。

なお、±30%については標準とし、総合的な観点から範囲については設定できるものとする。

(イ) 次に示す資材は、調達価格の500万円を100万円に、1資材の材料単価の50万円を10万円に読み替えて適用するものとする。

a 支承

b 落橋防止装置

c PC橋桁(工場製作)

d 橋梁用防護柵

e 伸縮装置

ウ 類似品等が掲載されている場合

「実施設計単価表」、物価資料に掲載されていないが、一般的に製造されて市況にある類似品等(二次製品など)については、次の方法により資材単価を決定する。なお、資材単価は掲載単価の表示単位止め(単位未満は切捨て)とする。

(ア) 中間サイズの場合(規格が異なる場合)

$$\text{類似品採用単価} = A : \text{類似品の見積単価} \times \frac{B : \text{掲載品の直近上位規格の資材単価}}{B' : \text{掲載品の見積単価}}$$

※ただし、 $A \leq B' \leq B$

なお直近上位規格の資材単価とは、「実施設計単価表」、物価資料に掲載されている直近上位規格の単価とする。

(イ) 種類又は品目が異なる場合

$$\text{類似品採用単価} = A : \text{類似品の見積単価} \times \frac{B : \text{掲載品の資材単価}}{\quad}$$

B' :掲載品の見積単価

※ただし、Bの対象サイズは原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は直近サイズとする。

(4) 価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を考慮のうえ適正な価格を決定する。